



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年7月4日(火) 第10114号

目次

	ページ
告 示	
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞(住宅政策課)	2
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第188号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年7月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年7月12日(水) 午前10時
 - (2) 場所 群馬県庁181会議室(18階)
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者の業務の停止に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者の業務の停止
- 4 根拠規定 法第65条第2項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 BASE MAKE株式会社
 - (2) 代表者氏名 笠原 真吾
 - (3) 事務所所在地 群馬県高崎市綿貫町1475番地4高南ハイツ101号
 - (4) 免許証番号 群馬県知事(1)第7880号
 - (5) 免許年月日 令和5年2月24日
 - (6) 有効期間 令和5年2月25日から令和10年2月24日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 茂木裕

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年7月4日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字斎田字諏訪南384-1	埼玉県本庄市本庄4丁目1番22号 コーポダ ノイ101 石田創太、石田香織
2	佐波郡玉村町大字斎田字諏訪南384-15	佐波郡玉村町大字福島1210番地3 ラ・ベ レッツアIIA202 田中理基、田中祐美
3	邑楽郡千代田町大字福島字殿ノ内242-8	邑楽郡千代田町舞木東25番地の1 サンクロー ネチヨダB203号室

	高橋美樹也
--	-------

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
